

令和3年6月28日
千葉県信用保証協会

新型コロナウイルス感染症に係る「危機関連保証」の指定期間の延長について

このたび、新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証について、指定期間の延長が告示されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指定期間の変更

(変更前) 令和2年2月1日から令和3年6月30日まで

(変更後) 令和2年2月1日から 令和3年12月31日まで

2. 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連認定書を必要とする主な保証制度

- ・危機関連保証制度
- ・伴走支援型特別保証制度
- ・千葉県制度「セーフティネット資金（危機関連保証枠）」
- ・千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」

3. 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要とされています。

事前内定の本申込についても、認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要となりますので、ご注意願います。また、指定期間内に貸付実行することが必要となりますので併せてご注意願います。

新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（特別相談窓口）】

本 店 TEL 043-221-8111

松戸支店 TEL 047-365-6010

以 上

お問い合わせ先
企画部 経営企画課
担当：山本・内山
TEL 043 - 221-8185